

公立静第 205 号
平成 30 年 6 月 15 日

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

個人番号の収集及び提出について（通知）

今後新たに資格を取得する組合員及び被扶養者（以下、「組合員等」という。）の個人番号の収集に当たっては、当該組合員に下記の利用目的を周知の上、別添「個人番号収集に当たっての留意事項」、「個人番号収集について（Q&A）」、「個人番号収集のパターンについて」及び「組合員等個人番号報告書の提出期限について」を参照の上、対応願います。

なお、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 7 月 1 日の期間に資格を有する組合員等の個人番号の収集は、平成 30 年 3 月 13 日付け公立静第 546 号通知「個人番号の収集について」及び平成 30 年 6 月 15 日付け公立静第 204 号通知「個人番号未収集への対応について」にて依頼したとおりです。

記

1 個人番号の利用目的

公立学校共済組合は番号法に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために個人番号を利用します。

- | |
|-------------------------|
| (1) 厚生年金・共済年金の支給等に関する事務 |
| (2) 短期給付の給付金支給に関する事務 |
| (3) 福祉事業に関する事務 |
| (4) 共済掛金の徴収に関する事務 |
- など

2 個人番号収集対象者

平成 30 年 7 月 2 日以降、新たに資格を取得する組合員等の内、公立学校共済組合静岡支部に個人番号を提出していない者

※ 「個人番号収集のパターンについて」参照

3 提出期限

「組合員・船員組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」の所属所受付年月日から 30 日以内に提出する。

※ 「組合員等個人番号報告書の提出期限について」参照

4 送付方法

次の(1)から(4)の発信から受領までを確実に管理できる方法による。

- (1) 特定記録郵便、簡易書留等の特殊取扱郵便
- (2) 宅配便
- (3) 使送
- (4) 事務担当者による直渡し

5 その他

4(1)から(3)の送付方法による場合は、次の事項を明記の上、事前にメール連絡願います。

- (1) 宛 先：静岡県教育委員会福利課
「kyoui_fukuri@pref.shizuoka.lg.jp」
- (2) 件 名：「個人番号送付事前メール（所属所名）」
- (3) 記載内容：発送日、組合員等個人番号報告書枚数、個人番号送付数、担当者名、電話番号、その他連絡事項等

担当 共 済 給 付 班
(静岡県教育委員会福利課内)
電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 3 6

個人番号収集に当たっての留意事項

平成 30 年 6 月 15 日改定

1 個人番号の収集方法

組合員からの個人番号の収集については、次の方法により行う。

(1) 組合員に個人番号利用目的を説明し、「組合員等個人番号報告書」様式を配布する。

※ 利用目的は、組合員等個人番号報告書の様式にも記載してあります。

(2) 提出方法は、対面とし、担当者不在の際に机の上に置くことによる提出は厳禁とする。また、組合員等個人番号報告書の提出の際に、必ず本人確認（「番号確認」及び「身元確認」のことをいう。以下同様）を行う。

※ 番号確認・・・正しい番号であることの確認（「通知カード」、「個人番号カード」又は「個人番号が記載された住民票等の写し」等により行い、確認後本人へ返却する。）

※ 身元確認・・・手続きを行うものが個人番号の正しい持ち主であることの確認（組合員本人から直接組合員等個人番号報告書を受領することで実施する。）

※ 被扶養者の本人確認は組合員本人が行い、所属所において確認する必要はない。

ただし、既に事業主（所属所）に対し個人番号を提出している場合は、改めて利用目的及び公立学校共済組合へ提供することを組合員に対して説明することで、本人確認された個人番号を組合員等個人番号報告書に転記し、提出しても差し支えない。

2 組合員等個人番号報告書に記載が必要な者

(1) 組合員

(2) 被扶養者（普通・特別問わず、被扶養者認定を申請する者）

3 組合員等個人番号報告書の保管について

所属所で写しを保管する必要はないため、原本を提出する。なお、公立学校共済組合静岡支部においても、提出された組合員等個人番号報告書は、個人番号管理システムに入力後、速やかに廃棄するので、番号の記載誤りがないよう注意してください。

ただし、公立学校共済組合静岡支部に提出するまでの間は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管すること。

個人番号収集について (Q&A)

平成 30 年 6 月 15 日改定

Q1 事業主（所属所）が本人確認した個人番号を公立学校共済組合に提供する根拠とは。

A1 公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 18 条第 1 項の規定並びに、平成 28 年 1 月 1 日以降、番号法第 14 条第 1 項の規定に基づき、事業主（所属所）に対して、組合員の個人番号の提供を求めることができます。

Q2 所得税法上の扶養親族でないため、事業主（所属所）に対して個人番号を提供していない
かった被扶養者も、組合員等個人番号報告書には記載するのか。

A2 公立学校共済組合の収集対象は、組合員と被扶養者となるため、被扶養者に係る本人確認は、組合員が行い、組合員等個人番号報告書に記載してください。

Q3 個人番号を利用した情報連携による展望はあるか。

A3 情報連携によって公立学校共済組合が提供した情報が、今後、地方公共団体等における各種事務で利用されることとなり、一定の試行期間を経て、組合員等が自ら行う地方公共団体等に対する申請の際の添付書類が省略可能となる予定です。

なお、マイナポータルを利用することで、自身の個人情報がどの機関の間でやりとりされたのか、連携履歴を確認することができます。

参考

内閣府「マイナポータルとは」 <http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/>

Q4 組合員が個人番号の提出を拒否した場合の対応は。

A4 個人番号の記載は、法令で定められた義務であることを説明し、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、

- ・ 提供を求めた日時・方法
- ・ 組合員の主張

を、記録し提出してください。（様式は任意）

Q5 過去に個人番号を提出した被扶養者が、被扶養者に再度認定される場合は、組合員等個人番号報告書は必要か。

A5 不要です。

Q6 8月初旬に配偶者が離職し、被扶養者認定されました。組合員等個人番号報告書を提出する予定でしたが、8月下旬に配偶者が就職し、被扶養者認定を取消しました。この場合、組合員等個人番号報告書の提出は必要か。

A6 必要です。1日でも被扶養者認定期間がある場合は、提出が必要になります。

Q7 組合員等個人番号報告書を近隣校でまとめて、送付しても良いか。

A7 構いませんが、所属ごと区分して提出してください。また、事前メールも代表校がまとめて記載しても構いません。

Q8 代表校がまとめて記載する場合、事前メールの例文は。

A8 件名：個人番号送付事前メール（代表校名）

発送日：平成〇〇年〇月〇日

所属所名：〇〇市立〇〇小学校

組合員等個人番号報告書枚数：〇枚

個人番号送付数：組合員〇人分、被扶養者〇人分

担当者：〇〇〇〇

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所属名：〇〇市立〇〇中学校

以下、上記同様に記載してください。

個人番号収集のパターンについて

個人番号の収集が必要な場合

(公立学校共済組合静岡支部に一度も個人番号を提出していない者)

【組合員本人】

- ① 初めて公立学校共済組合員（静岡支部）となったとき（新規採用・転入）
 - 例 1）大学卒業後、静岡県の教員になった。
 - 例 2）他県で教員をしていたが、静岡県の教員になった。
 - 例 3）市役所で採用され正規職員（市町村職員共済組合員）として働いていたが、教員に転職した。

- ② 平成 29 年度以前に脱退した元公立学校共済組合員（静岡支部）が、再度公立学校共済組合員（静岡支部）となったとき（再就職・転入）
 - 例 1）平成 30 年 3 月 31 日に静岡県の教員を退職したが、平成 31 年 4 月 1 日に再び静岡県の教員になった。
 - 例 2）平成 30 年 4 月 1 日に市町村職員共済組合へ転出したが、平成 31 年 4 月 1 日に公立学校共済組合（静岡支部）に転入した。

【被扶養者】

- ① 初めて公立学校共済組合員（静岡支部）となったとき ※図 1（ア）参照
 - 例 1）静岡県の教員になったと同時に、配偶者が被扶養者に認定された。

- ② 被扶養者を新規で認定するとき ※図 1（ア）参照
 - 例 1）子が生まれ、被扶養者に認定された。
 - 例 2）今まで配偶者が主たる扶養者として子を扶養していたが、組合員に扶養替えした。
 - 例 3）配偶者が離職し、被扶養者に認定された。

- ③ 平成 29 年度以前に被扶養者認定取消となった者が、平成 30 年度以降、被扶養者に再認定されたとき ※図 1（イ）参照
 - 例 1）平成 30 年 3 月 1 日に配偶者が被扶養者認定取消となったが、平成 30 年 9 月 1 日に被扶養者に再認定された。

個人番号の収集が不要な場合

(公立学校共済組合静岡支部に個人番号を提出している者)

【組合員本人】

- ① 平成 30 年度以降に脱退した元公立学校共済組合員（静岡支部）が、再度公立学校共済組合員（静岡支部）となったとき（再就職・転入）

例 1）平成 31 年 3 月 31 日に静岡県の教員を退職したが、再び静岡県の教員になった。

例 2）平成 31 年 4 月 1 日に市町村職員共済組合に転出したが、その後公立学校共済組合（静岡支部）に転入した。

- ② 公立学校共済組合（静岡支部）を脱退しない異動等をしたとき（所属所異動）

- ③ 公立学校共済組合員（静岡支部）の被扶養者が、公立学校共済組合員（静岡支部）になったとき（新規採用・転入）

例 1）被扶養者が、静岡県の教員になった。

【被扶養者】

- ① 平成 30 年度以前から被扶養者認定されていた者が、平成 30 年度以降に被扶養者認定取消となった。しかし、被扶養者に再認定されたとき ※図 1（ウ）（エ）参照

例 1）平成 29 年 4 月 1 日から被扶養者認定されていた配偶者が、平成 30 年 6 月 1 日に被扶養者認定取消となった。しかし、平成 30 年 10 月 1 日に、被扶養者に再認定された。

例 2）平成 29 年 4 月 1 日から被扶養者認定されていた配偶者が、平成 30 年 8 月 1 日に被扶養者認定取消となった。しかし、平成 30 年 11 月 1 日に、被扶養者に再認定された。

- ② 公立学校共済組合（静岡支部）を脱退した者が、公立学校共済組合員（静岡支部）の被扶養者に認定されたとき

例 1）静岡県の教員を退職し、静岡県の教員である配偶者の被扶養者になった。

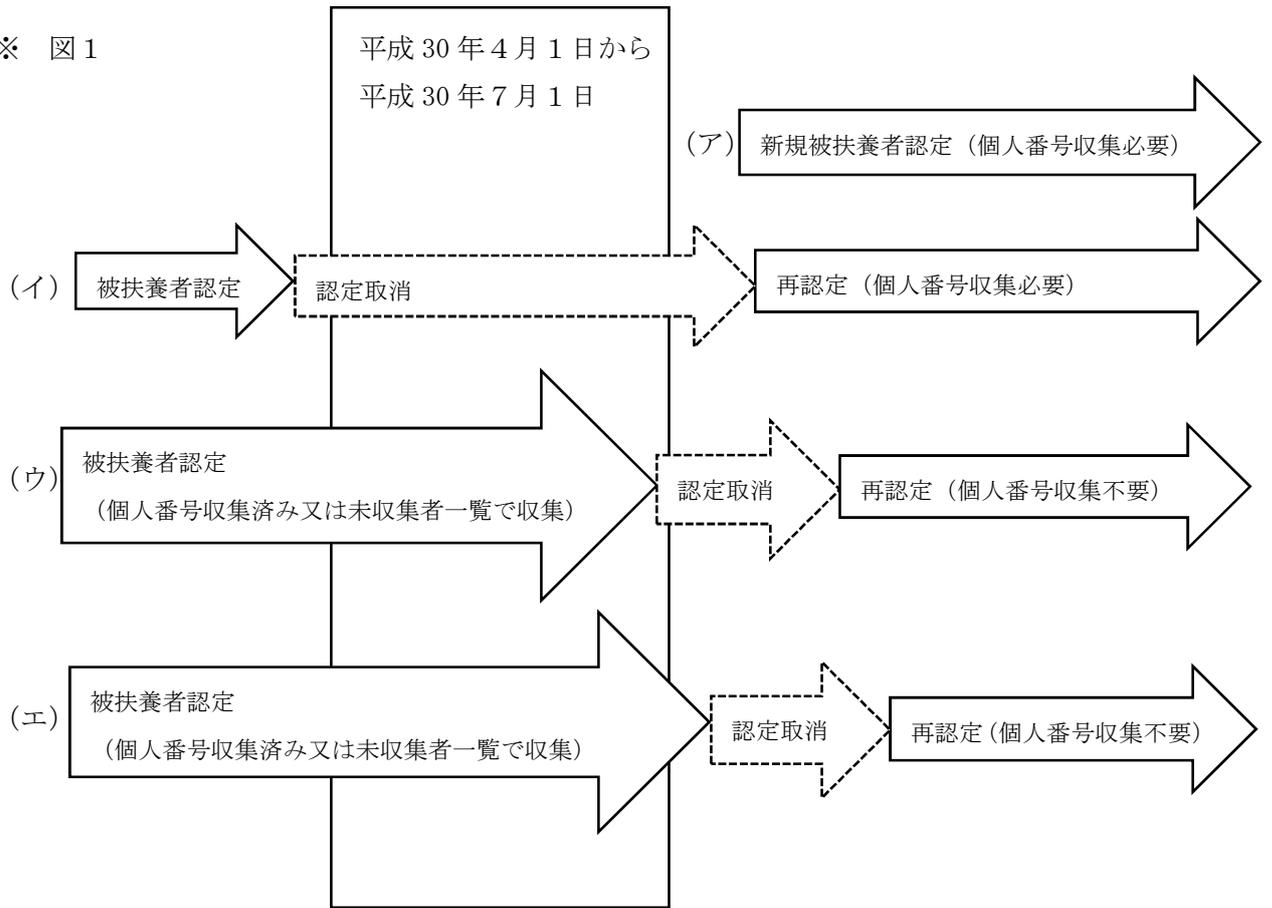
例 2）静岡県の教員を退職し、静岡県の教員である子の被扶養者になった。

- ③ 公立学校共済組合員（静岡支部）の被扶養者を扶養替えし、別の公立学校共済組合員（静岡支部）の被扶養者に認定されたとき

例 1）今まで妻（静岡県の教員）が主たる扶養者として子を扶養していたが、収入が逆転し、夫（静岡県の教員）が主たる扶養者となった。

例 2）被扶養者が婚姻し、その配偶者（静岡県の教員）が主たる扶養者になった。

※ 図1



組合員等個人番号報告書の提出期限について

「組合員・船員組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」の所属所受付年月日から30日以内に組合員等個人番号報告書を公立学校共済組合静岡支部に提出する。

提出する際は、「組合員・船員組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」と同時に送付する。

ただし、個人番号の確認に時間がかかる場合、「組合員・船員組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」の提出が遅滞しないように下記のとおり取り扱う。

① 子の出生等個人番号の取得に時間がかかる場合、組合員等個人番号報告書は後日、個人番号を取得次第提出する。

※ 組合員等個人番号報告書が添付されていない場合でも、組合員証・組合員被扶養者証等は従来どおり資格確認後、交付する。

② 「組合員・船員組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」提出時に組合員等個人番号報告書を添付できない場合は、後日提出しても構わない。

例1) 4月1日に新規採用者が複数配属され、人事異動等に伴う提出書類は先に提出したが、個人番号の確認に時間がかかったため、組合員等個人番号報告書は4月25日にまとめて提出する。

例2) 8月1日に「被扶養者認定申告書」を3件受付した。1件は個人番号をすぐ確認できたが、残り2件は組合員から時間がかかる報告を受けたため、先に「被扶養者認定申告書」を3件分提出し、組合員等個人番号報告書は、8月25日に3件分まとめて提出する。

※ まとめて提出する場合の提出期限についても、所属所受付年月日から30日以内とする。